

共生型生活介護・共生型機能サービス料金

令和6年5月1日

共生型生活介護

利用料金の目安は、次表のとおりです。

	利用1日あたりの金額
利用料	6970円
利用者負担額	697円

事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
サービス管理責任者配置加算	0円	左記の1割	共生型でサービス管理者を配置している場合
福祉介護職員処遇改善費	単位数の8.0%		職員に対するキャリアアップのための処遇改善費
高次脳機能障害者支援体制加算	41単位		
食事提供体制加算	30単位		
初期加算	30単位		

共生型機能訓練

	利用1日あたりの金額
利用料	7210円

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
サービス管理責任者配置加算	0円	左記の1割	共生型でサービス管理者を配置している場合
福祉介護職員処遇改善費	単位数の13.4%		職員に対するキャリアアップのための処遇改善費
食事提供体制加算	30単位		

初期加算	30 単位		
------	-------	--	--

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

- ※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

- ※ 訓練等給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、訓練等給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に訓練等給付費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください